



平成 23 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田島 秀二  
(コード番号：7707 JASDAQ)  
問合せ先 常務取締役 業務本部長 秋本 淳  
(TEL 047-303-4800 <http://www.pss.co.jp/>)

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 20 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（正社員、嘱託社員及び契約社員を含み、パート社員を除く。）又は顧問に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額ではないこと及び役員報酬には該当しないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

### I. 新株予約権の募集の目的

当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（正社員、嘱託社員及び契約社員を含み、パート社員を除く。）又は顧問が、当社グループの業績拡大及び企業価値の向上に対しより一層の意欲及び士気を高めることを目的として、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（正社員、嘱託社員及び契約社員を含み、パート社員を除く。）又は顧問に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本件は「II. 新株予約権の概要、9. 新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社の連結業績が、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使が可能となります。また、「II. 新株予約権の概要、10. 新株予約権の取得条項(5)」に記載のとおり、当社の株価が、あらかじめ定める基準を下回った場合は権利行使ができなくなります。

### II. 新株予約権の概要

- |             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 1. 新株予約権の名称 | プレシジョン・システム・サイエンス株式会社第 15 回新株予約権 |
| 2. 新株予約権の総数 | 1,874 個                          |

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする（前記 2. の新株予約権の総数に対する目的となる株式の総数は 1,874 株。）。ただし、後記 5. に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。また、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権の申込期日 平成 23 年 5 月 27 日

5. 新株予約権の割当日、払込期日及び払込金額

割当日 平成 23 年 6 月 6 日  
 払込期日 平成 23 年 6 月 6 日  
 払込金額 本新株予約権 1 個当たり 金 950 円

なお、払込金額については、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定しております。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される本新株予約権 1 個の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 33,200 円とする。

7. 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の割当日後、次の (i) 又は (ii) の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(ii) 時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 行使価額調整式に使用する「時価」は、後記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の主たる証券取引所(当初は株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場(以下、「JASDAQ 市場」という。))。ただし、当該期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とすることを妨げない。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
- ③ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- (i) 前記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。  
なお、前記ただし書に定める場合において、株式分割の基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に 1 株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (ii) 前記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降、これを適用する。
- (3) 前記(1)(i)及び(ii)に定める場合の他、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

## 8. 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 10 月 28 日から平成 26 年 10 月 27 日までとする。

## 9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、後記(i)、(ii)及び(iii)に掲げる条件が全て満たされた場合に、割り当てられた本新株予約権の数の50%について権利行使することができる。また、新株予約権者は、後記(i)、(ii)及び(iv)に掲げる条件が全て満たされた場合に、割り当てられた本新株予約権の数の100%について権利行使することができる。
  - (i) 平成24年6月期の監査済みの当社連結損益計算書において営業利益が計上されていること。
  - (ii) 平成25年6月期の監査済みの当社連結損益計算書において営業利益が150百万円を超過していること。
  - (iii) 平成24年6月期及び平成25年6月期の監査済みの当社連結損益計算書において計上された営業利益の合計額が200百万円を超過していること。
  - (iv) 平成24年6月期及び平成25年6月期の監査済みの当社連結損益計算書において計上された営業利益の合計額が300百万円を超過していること。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（正社員、嘱託社員及び契約社員を含み、パート社員を除く。）又は顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該地位喪失の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に本新株予約権の行使がなされる場合、前記8.に定める権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合ならびに当社取締役会が当該地位喪失後の本新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 前記8.に定める権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が、新株予約権者死亡の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数又は当社普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 10. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 本新株予約権者が、前記9.の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は取得した当該本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は取得した当該本新株予約権を消却するものとする。

- (4) 当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引終値の 1 ヶ月平均株価（当日を含む直近の 21 営業日の平均株価をいい、1 円未満の端数は切り捨てる。）が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会の決議の日の前日の JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引終値である金 33,200 円（以下、「前提株価」という。）に対し、以下の各期間についてそれぞれ定める水準（以下、「取得条件判定水準」といい、1 円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、本新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (i) 平成 23 年 6 月 6 日から平成 23 年 12 月 5 日まで  
取得条件判定水準 前提株価の 70%
  - (ii) 平成 23 年 12 月 6 日から平成 24 年 6 月 5 日まで  
取得条件判定水準 前提株価の 80%
  - (iii) 平成 24 年 6 月 6 日から平成 24 年 12 月 5 日まで  
取得条件判定水準 前提株価の 95%
  - (iv) 平成 24 年 12 月 6 日から平成 25 年 6 月 5 日まで  
取得条件判定水準 前提株価の 125%
  - (v) 平成 25 年 6 月 6 日から平成 25 年 9 月 30 日まで  
取得条件判定水準 前提株価の 150%

#### 11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### 12. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記(1)記載の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 14. 新株予約権の消却

当社はいつでも、当社が取得し、保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

#### 15. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転

設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記3. に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記6. に準じて決定する。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間  
前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記13. に準じて決定する。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (viii) 新株予約権の取得条項  
前記10. に準じて決定する。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件  
前記9. に準じて決定する。

#### 16. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印(ただし、署名の習慣のある外国人は、署名をもって記名捺印に代えることができる。)のうえ、これを後記17. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、本新株予約権の行使により発行又は移転される当社普通株式の行使価額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて後記18. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

#### 17. 新株予約権の行使請求受付場所

当社業務本部(又はその時々における当該業務担当部署)

#### 18. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社千葉銀行松戸支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

#### 19. 新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ前記 16. (2)に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。

20. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

21. 発行要項の公示

当社は、本店に本新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

22. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

23. 新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方及びその内訳

区分	人数 (名)	新株予約権の数 (個)
当社又は当社子会社の取締役	9	440
当社監査役	3	62
当社又は当社子会社の従業員	98	1,360
当社又は当社子会社の顧問	2	12
合計	112	1,874

以上